

松江市立南学校給食センター整備及び運営事業

募集要項

平成 29 年 7 月 21 日

松 江 市

【目次】

第1 募集要項の位置付け	1
第2 事業概要	2
1. 本事業の名称	2
2. 公共施設の管理者	2
3. 本事業の目的	2
4. 本事業の基本方針	2
5. 本事業の内容	3
第3 参加者に関する条件	6
1. 参加者の構成	6
2. 参加者の参加資格要件	7
第4 事業者の募集及び選定に関する事項	11
1. 募集及び選定方法	11
2. 募集及び選定スケジュール（予定）	11
3. 審査手順	11
第5 応募に関する事項	12
1. 応募の手続き	12
2. 応募に関する留意事項	15
3. 予定価格	16
第6 提案書の審査及び優先交渉権者の決定	17
1. 優先交渉権者の決定	17
2. 審査結果の通知	17
3. 審査結果等の公表	17
4. 事業者を選定しない場合	17
5. 選定委員会	17
第7 提案に関する条件	18
1. 業務の委託	18
2. 事業者の収入	18
3. 市によるモニタリングの実施	18
4. 市と事業者の責任分担	18
5. 財務書類の提出	19
第8 契約に関する事項	20
1. 契約内容の協議	20
2. 契約手続き	20
3. 優先交渉権者と本契約を締結できなかった場合の措置	20
4. 契約保証金	20
5. 保険	21
6. SPC の設立	22

第9 その他、事業の実施に関し必要な事項	24
1. 本事業の継続に関する基本的な考え方	24
2. 本事業の継続が困難となった場合の措置	24
3. 法制上及び税制上の措置に関する事項	24
4. 財政上及び金融上の支援に関する事項	24
5. 情報公開及び情報提供	25
6. 本事業において使用する言語、通貨単位等	25
7. 本公募に参加する際の費用負担	25
8. 募集要項等に関する問い合わせ先	25

第1 募集要項の位置付け

本募集要項は、松江市（以下「市」という。）が、松江市立南学校給食センター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、応募しようとする者を対象に、交付するものである。

本事業に係る公募（以下「本公募」という。）への参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、個別契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、本公募に参加するものとする。

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1. 本事業の名称

松江市立南学校給食センター整備及び運営事業

2. 公共施設の管理者

松江市長 松浦正敬

3. 本事業の目的

市の学校給食施設は、調理能力 5,000 食を超える給食センターが 3 施設と 2,000 食以下の給食センターが 5 施設、さらに 2 校の給食室の 10 施設で、市内公立小・中学校 50 校と幼稚園 6 園に 1 日約 18,000 食、年間約 330 万食の学校給食を提供している。

今後、各施設の老朽化が進む中、点在する学校給食施設の効率的な運営を図る必要があるため、将来的な学校給食施設のあり方と、衛生管理の強化や食物アレルギー等への対応など整備する施設の考え方を「松江市立学校給食センター再整備基本構想（平成 26 年 12 月）」、「松江市立南西部地域学校給食センター（仮称）整備計画（案）（平成 27 年 10 月）」として取りまとめている。

このうち、現在の南学校給食センター（以下「現施設」という。）は、昭和 52 年 12 月の運用開始以来、食育の取組みとして学校訪問による授業やバイキング給食、生産者との交流給食などを実施しており、平成 14 年にはドライシステム化による衛生管理強化、平成 26 年 12 月からはアレルギー食の提供を始めるなど、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めてきた。また、運営面においても、調理・配送業務について民間事業者への委託などにより安定的で効率的な学校給食の運営にも努めている。

しかしながら、建設後約 40 年が経過した現施設は老朽化が進み、設備面でも必要に応じた更新や修繕等を行っているものの、抜本的な更新時期を迎えている。

また、食の安全性への関心が高まる中、徹底した衛生管理が求められているが、学校給食衛生管理基準等に示される高度な衛生管理には十分な対応ができていない状況にある。

このため、本事業においては、基本構想及び整備計画に基づき、基本方針に示す安心・安全でおいしい学校給食の提供や地産地消をはじめとした食育を推進するとともに、民間事業者のノウハウ等を活用することで、より効率的で良質な学校給食サービスを提供することを目的として、本事業の実施に際しては、財政負担の軽減の観点も踏まえ、DBO 方式の導入を図るものである。

4. 本事業の基本方針

本事業の目的を達成するため、以下の方針により事業を推進する。

【基本方針 1】安心・安全な学校給食が提供できる学校給食センター

学校給食衛生管理基準や大量調理マニュアルに適合する高い衛生管理水準の確保と HACCP の概念を取り入れた施設とする。

【基本方針 2】食物アレルギー対応食が提供できる学校給食センター

食物アレルギー等を有する児童生徒に対応できる設備、機能が整った施設とする。

【基本方針 3】食育が推進できる学校給食センター

学校給食が食育の生きた教材となるよう学習や情報発信の拠点として整備する。

【基本方針 4】効率的な運営を目指した学校給食センター

おいしさと効率性の両立を図るため、民間活力を最大限活用し、施設建設・運営に最適な整備・運営手法を選択する。

【基本方針 5】環境負荷低減に配慮した学校給食センター

省エネルギー設備の導入や自然エネルギーの活用など環境負荷低減に配慮した施設とする。

5. 本事業の内容

(1) 施設概要

本事業で整備する学校給食センター（以下「本施設」という。）の概要は以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

事業用地	松江市浜乃木八丁目 1529 番 10
面積	4,711 m ²
調理能力	○ 最大 5,500 食/日（アレルギー対応食最大 80 食/日を含む） ○ 配送校は小・中学校計 9 校とする ※事業期間中に小・中学校各 1 校を加える予定である ○ 小・中学校で 1 献立として、副食 3 品（主菜 1 品・副菜 2 品）とする

(2) 事業方式

本事業は、民間事業者の有する様々なノウハウの活用を前提に、設計・建設・運営・維持管理の各業務（以下「本事業における各業務」という。）を一括発注方式（DBO 方式）により実施するものとし、市は、本事業における各業務に係る資金を調達し、本施設を所有する。

(3) 契約形態

市は、本事業について施設整備業務と運営業務、維持管理業務を一体の事業として発注するため、本事業の実施者として決定した優先交渉権者と基本協定を締結する。

市は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、本事業の実施に関する包括的な契約として、構成企業（「第 3 1. (1) 参加者の構成と定義」を参照すること。以下同じ。）と基本契約を締結する。

さらに、市は基本契約に基づき、構成企業と施設整備業務請負契約、運営業務委託契約、維持管理業務委託契約を締結する。

なお、対象業務の内容は (6) を参照すること。

契約名称	対象業務
施設整備業務請負契約	施設整備業務
運営業務委託契約	開業準備業務・運営業務
維持管理業務委託契約	維持管理業務

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 42 年 3 月 31 日までとする。

(5) 業務の範囲

事業者は、以下の業務を行うこととする。詳細については、要求水準書を参照すること。

業務名称	業務内容
施設整備業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計業務（事前調査業務を含む） ■ 建設業務 ■ 工事監理業務 ■ 調達業務（調理設備/調理備品/食器・食缶/配送車両/什器備品 等） ■ 解体撤去業務
開業準備業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務マニュアル等の作成・研修・リハーサル業務 ■ 広報活動等の支援業務
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常の検収補助業務 ■ 給食調理業務 ■ 洗浄等業務 ■ 配送及び回収業務 ■ 残渣等処理業務 ■ 献立作成支援・食材調達支援・食育支援業務 ■ 衛生管理業務
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物維持管理業務 ■ 建築設備維持管理業務 ■ 調理設備維持管理業務 ■ 運営備品等保守管理・更新業務 ■ 配送車両維持管理業務 ■ 外構等維持管理業務 ■ 清掃業務 ■ 警備業務

また、本事業における各業務に関して市が実施する主な業務は次のとおりである。

ア 献立作成・栄養管理業務

イ 食材調達・検収業務

- ウ 食育業務
- エ 食数調整業務
- オ 学校配膳業務
- カ 広報業務
- キ 給食費に関する業務
- ク 配送校の調整（配送校からの要望対応、行事日や学級閉鎖時等の連絡調整等）
- ケ 直接搬入品（米飯、パン、牛乳等）の調達・各配送校への運搬業務
- コ 直接搬入品の容器等（米飯・パンケース、牛乳ケース等）の回収業務
- サ 市職員用事務室内事務備品の保守管理・更新業務
- シ 食器・食缶更新業務

(6) 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、以下のとおりである。

	実施時期	事業期間
事業契約締結	平成 30 年 3 月下旬	－
設計及び建設期間	平成 30 年 4 月～平成 32 年 1 月	概ね 1 年 10 か月
開業準備期間	平成 32 年 2 月～平成 32 年 3 月	2 か月
運営・維持管理期間	平成 32 年 4 月～平成 42 年 3 月	10 年
解体撤去期間	平成 32 年 4 月～平成 32 年 9 月	6 か月

※維持管理業務には、開業準備期間を含む。

第3 参加者に関する条件

1. 参加者の構成

(1) 参加者の構成と定義

本事業に参加する者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業（以下に定義した企業）で構成されるグループ（以下、「参加事業者グループ」という。）とする。

なお、本事業においては特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立は不要とするが、SPCを設置する場合は、「第8 6. SPC の設立」を参照すること。

構成企業	参加事業者グループを構成する企業で、市と直接契約を締結する者
協力企業	参加事業者グループを構成する企業で、業務の一部を市から直接受託・請負しない者

(2) 構成企業等の明示等

ア 参加事業者グループは、参加資格確認申請書兼誓約書（【様式 2-3】）において、参加事業者グループの構成企業及び協力企業がそれぞれに本事業の遂行上果たす役割等を明示すること。

イ 参加事業者グループは、構成企業の中で市との対応窓口となる1法人（以下「代表企業」という。）を定め、その代表企業が参加表明書の提出等必要手続を行うこと。

(3) 複数業務の実施

ア 参加事業者グループの構成企業又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関係のある者が兼ねてはならない。

イ 「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。（以下同じ。）

(4) 複数応募の禁止

ア 参加事業者グループの構成企業は、他の参加事業者グループの構成企業又は協力企業になることができない。また、協力企業も同様に、他の参加事業者グループの構成企業又は協力企業になることができない。

イ 構成企業又は協力企業と資本面または人事面において密接な関連のある者は、他の参加事業者グループの構成企業又は協力企業になることはできない。

ウ 優先交渉権者の決定後に、優先交渉権者の選定に至らなかった参加事業者グループの構成企業又は

協力企業が優先交渉権者と決定した参加事業者グループの構成企業又は協力企業から業務を受注することを妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得ること。

エ 同一の参加事業者グループが、複数の提案を行うことは不可とする。

(5) 構成企業等の変更及び追加

ア 原則として、本事業への参加意思を表明した参加事業者グループの構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、市と協議を行うこと。

2. 参加者の参加資格要件

参加事業者グループの構成企業及び協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日（参加資格確認結果通知日）までに満たしていなければならず、当該要件を満たしていない参加事業者グループの応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、参加がなかったものとみなす。

(1) 参加事業者グループの共通参加資格要件

参加事業者グループの構成企業及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

ア 松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年松江市告示第 19 号）に基づく指名停止を受けている者及び指名停止の措置要件に該当する者（資格確認申請書の提出日から議会で議決を受けるまでの期間を含む。）

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者

オ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者

ク 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者

ケ 本事業に係る発注支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。
なお、発注支援業務に関与した者は、次のとおりである

■ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：大阪市北区梅田二丁目 5 番 25 号）

■ 株式会社小野設計
（所在地：姫路市南八代町 5 番 20 号）

■ 弁護士法人関西法律特許事務所
（所在地：大阪市中央区北浜二丁目 5 番 23 号）

コ 「5. 事業提案書等の審査及び事業者の選定に関する事項」に示す選定委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者

(2) 業務を遂行する参加事業者グループに関する参加資格要件

本事業における各業務は、参加事業者グループの構成企業又は協力企業が担当することとし、業務ごとに構成企業又は協力企業のいずれかが次の要件を満たすものとする。

ア 設計業務を行う者

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

(イ) 平成 29・30 年度「松江市測量・建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿」に登録されていること。

(ウ) 平成 18 年度以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の新築に関する設計実績（実施設計）を有すること。

(エ) 平成 18 年度以降に竣工した公共施設の新築工事の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

(オ) HACCP に関する豊富な知識・実績を有していること。

イ 建設業務を行う者

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者で、営業年数が 5 年以上であること。

(イ) 建設業法に基づく営業停止処分を受けていない者であること。

(ウ) 平成 29・30 年度「松江市建設工事入札参加資格者名簿」に登録されていること。

- (エ) (ア) に掲げる業種について松江市における格付が A 等級であること。
- (オ) 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。
- (カ) 配置予定監理技術者が平成 18 年度以降に竣工した公共施設の新築工事の施工実績を有すること。
- (キ) 配置予定現場代理人を工事現場に常駐で配置し得ること。
- (ク) 配置予定監理技術者は、工事現場に専任で配置し得ること。

ウ 工事監理業務を行う者

- (ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 平成 29・30 年度「松江市測量・建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (ウ) 平成 18 年度以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事における工事監理実績を有すること。
- (エ) 平成 18 年度以降に竣工した公共施設の新築工事の工事監理実績を有すること。
- (オ) HACCP に関する豊富な知識・実績を有していること。

エ 運営業務を行う者

- (ア) 平成 28・29・30 年度「松江市物品入札参加資格者名簿」に登録されている事業者又は本事業の参加資格審査書類提出時において、参加資格申請書及び必要となる添付書類を併せて提出し、役務提供に関する入札参加資格者と同等の資格を有すると認定されること。
- (イ) ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務実績を有すること。
- (ウ) HACCP に関する豊富な知識・実績を有しており、調理業務過程において高い衛生管理水準を確保できる体制を構築し得ること。

(3) 業務の再委託又は下請けの要件

参加事業者グループの構成企業及び協力企業が、本事業の業務を再委託又は下請けさせる場合の条件は原則として以下のとおりとし、事前に市の承諾を得ること。

「設計業務」、「建設業務」、「工事監理業務」、「運営業務」、「維持管理業務」及び「解体撤去業務」は、業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができる。

なお、建設業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守すること。

(4) 参加資格の喪失

参加事業者グループの構成企業及び協力企業が、参加表明書及び参加資格確認書類提出日から優先交渉権者決定日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、以下の場合を除き、当該参加事業者グループの参加資格を取り消すこととする。

ア 参加資格確認基準日から第二次審査書類提出日までに参加資格を喪失した場合

- (ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業又は協力企業のみで、募集要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願（【様式 2-14】）を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合。
- (イ) 参加資格を喪失した構成企業又は協力企業と同等の能力及び実績を有し、参加資格要件を満た

す新たな構成企業又は協力企業を加えたうえで、構成企業等変更承諾願を市に提出し、第二次審査書類提出日までに市が変更を認めた場合。

イ 第二次審査書類提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

(ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業又は協力企業のみで、募集要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業等変更承諾願を市に提出し、優先交渉権者決定日までに市が変更を認めた場合。

(イ) 参加資格を喪失した構成企業又は協力企業と同等の能力及び実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業又は協力企業を加えたうえで、構成企業等変更承諾願を市に提出し、優先交渉権者決定日までに市が変更を認めた場合。

また、募集要項の公表から優先交渉権者決定日までの間に、参加事業者グループの構成企業又は協力企業に次の行為があった場合には、当該事業参加者グループの参加資格を取り消すものとする。

ア 参加事業者グループの共通参加資格要件の各項目に該当すること。

イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

ウ 他の事業参加者グループと応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

エ 事業者選定終了までの間に、他の事業参加者グループに対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

オ 応募提案に虚偽の記載を行うこと。

カ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業では、本事業における各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的・効果的な事業実施が求められる。そのため、事業者の選定は、提案価格に加え、施設や設備の性能、運営・維持管理における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価することが求められることから、これらを総合的に評価する公募型プロポーザル方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項）により最優秀提案者を選定する。

2. 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日程（予定）	内容
平成29年 7月21日	募集要項等の公表
7月21日～7月26日	現施設の現地見学会参加申込の受付
7月27日	現施設の現地見学会
7月21日～7月31日	第1回募集要項等に関する質問の受付
8月10日	第1回募集要項等に関する質問及び回答の公表
8月21日～8月23日	第一次審査書類の受付
8月30日	第一次審査書類結果の通知
9月1日～9月15日	第2回募集要項等に関する質問の受付
10月3日	第2回募集要項等に関する質問及び回答の公表
11月6日	第二次審査書類の受付
12月中旬	優先交渉権者の決定・公表
平成30年 1月中旬	基本協定書の締結
1月下旬	仮契約書の締結
3月下旬	事業契約書締結※

※予算及び事業契約に関する議案を市議会に提出し、議案の成立後、事業契約締結となる。

3. 審査手順

審査は、次の手順により行うこととする。なお、事業提案書等の審査の際に、各参加事業者グループに対してヒアリング等を実施する予定である。

ア 第一次審査（参加資格審査）

市は、参加事業者グループの構成企業及び協力企業が共通資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とする。

イ 第二次審査（提案審査）

選定委員会は、参加事業者グループから提出された事業提案書等について、定性的評価及び定量的評価を行い、総合的に最優秀提案者を選定する。

第5 応募に関する事項

1. 応募の手続き

(1) 募集要項等の公表

平成 29 年 7 月 21 日（金）に募集要項等を市のホームページに掲載することにより公表する。募集要項等は紙媒体での個別配布は行わない。

(2) 現施設の現地見学会及び資料閲覧

現施設の現地見学会及び資料閲覧時間を以下のとおり設ける。

- 開催日時：平成 29 年 7 月 27 日（木）9:00～12:00
- 対象者：本事業への参画を予定している参加事業者グループ
- 開催場所：松江市立南学校給食センター（松江市浜乃木八丁目 2 番 58 号）
- 申込方法：
様式集に示す現地見学会等参加申込書（【様式 0-1】）を市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、平成 29 年 7 月 26 日（水）12 時まで、電子メール（ファイル添付）にて申込をすること（参加申込書のファイル形式は Microsoft Excel とする）。
なお、電子メールによる提出の際は、件名に「現地見学会等申込書（事業者名）」と記載すること。
- 申込先：「第 9 8. 募集要項等に関する問い合わせ先」に掲載している連絡先を参照すること。
- 留意事項：
現地見学会等は参加事業者グループごとに応募することとし、1 グループ 2 名までとする。また、1 グループあたりの所要時間は概ね 45 分以内とし、開始時間については市からの連絡に従うこととする。
- 質疑応答：現地見学会等において、質疑回答の時間は設けない。

(3) 募集要項等に関する質問の受付（第 1 回）

募集要項等に記載された内容に関する質問（第 1 回）を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による質問の提出は無効とする。

- 受付方法：
質問の内容を簡潔にまとめ、第 1 回募集要項等に関する質問書（【様式 1-1】）に必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること（Microsoft Excel とする）。
提出に際しては、件名に「第 1 回募集要項等質問事項（事業者名）」と記載すること。
- 対象者：本事業への参画を検討している事業者
- 申込先：「第 9 8. 募集要項等に関する問い合わせ先」に掲載している連絡先を参照すること。

○ 受付期間：平成 29 年 7 月 21 日（金）～7 月 31 日（月）17 時

(4) 募集要項等に関する質問への回答（第 1 回）

募集要項等に関して提出された質問に対する回答（第 1 回）は、平成 29 年 8 月 10 日（木）頃に、市のホームページにて公表する。

なお、質問を行った者の事業者名は公表しない。

(5) 第一次審査（参加資格審査）書類の提出

参加者は、第一次審査（参加資格審査）書類を以下のとおり提出しなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

○ 提出期間：平成 29 年 8 月 21 日（月）～8 月 23 日（水）17 時

○ 提出先：「第 9 8. 募集要項等に関する問い合わせ先」に掲載している連絡先を参照すること。

○ 提出方法：直接持参により提出すること。

○ 提出部数：正本 1 部、副本（正本のコピー）15 部とする。

(6) 第一次審査結果の通知

市は、第一次審査結果を、平成 29 年 8 月 30 日（水）までに代表企業に対して通知する。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（【様式 2-13】）により市に説明を求めることができる。

○ 受付期間：平成 29 年 8 月 30 日（水）～9 月 6 日（水）17 時

※ただし、土曜日及び日曜日を除く。

○ 提出先：「第 9 8. 募集要項等に関する問い合わせ先」に掲載している連絡先を参照すること。

○ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便とすること。

(8) 参加資格がないと認めた理由の回答

市は、上記（7）に係る回答を平成 29 年 9 月 8 日（金）までに代表企業に対して行う。

(9) 募集要項等に関する質問の受付（第 2 回）

募集要項等に記載された内容に関する質問（第 2 回）を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による質問の提出は無効とする。

- 受付方法：
質問の内容を簡潔にまとめ、第2回募集要項等に関する質問書（【様式 1-2】）に必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること（Microsoft Excelとする）。
提出に際しては、件名に「第2回募集要項等質問事項（事業者名）」と記載すること。
- 対象者：第一次審査を通過した参加事業者グループ
- 提出先：「第9 8. 募集要項等に関する問い合わせ先」に掲載している連絡先を参照すること。
- 提出期間：平成29年9月1日（金）～9月15日（金）17時

(10) 募集要項等に関する質問への回答（第2回）

募集要項等に関して提出された質問に対する回答（第2回）は、平成29年10月3日（火）頃に、市のホームページにて公表する。

なお、質問を行った者の事業者名は公表しない。

(11) 応募を辞退する場合

参加資格が確認された参加事業者グループが、応募を辞退する場合は、事業提案書等第二次審査書類提出期限の前日までに応募辞退届（【様式 3-5】）を、市に提出すること。

なお、辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取り扱いはされない。

(12) 第二次審査書類（事業提案書等）の提出

参加事業者グループは、事業提案書等（以下「提案書」という。）を、以下のとおり提出しなければならない。

なお、提案書作成要領については、様式集を参照すること。

- 提出期限：平成29年11月6日（月）17時
- 提出先：「第9 8. 募集要項等に関する問い合わせ先」に掲載している連絡先を参照すること。
- 提出方法：直接持参により提出すること。
- 提出部数：正本1部、副本（正本のコピー）15部とする。
- 留意事項：
書類審査時の公平性・透明性を確保する観点から、【提案様式 3-10～3-33】及び【様式 4-1～4-16】については、副本15部に限り、事業者名等を未記載又は墨消し処理を行い提出すること。
提案書の提出にあたっては、提出先へ事前連絡を行うこと。また、提出時には提案書を確認するため、提案書及び提案内容等について説明できる者が立ち会うこと。

(13) ヒアリング等の実施

市は、参加事業者グループに対し、以下のとおり提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。なお、具体的な実施方法については、後日、市から代表企業に対して通知する。

- 実施日：平成 29 年 12 月中旬（予定）
- 場所：松江市役所 第 4 別館 3 階 教育委員会室（松江市末次町 86 番地）

2. 応募に関する留意事項

(1) 著作権

本公募に係る提案書の著作権は、参加事業者グループに帰属する。

ただし、市が審査結果の公表や必要と認めるときは、市は、事前に参加事業者グループと協議のうえで、提案書の全部又は一部を、必要な範囲で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加事業者グループの提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加事業者グループが負うこととする。

(3) 提出書類の取扱い

提案書については、変更、差し替え又は再提出はできないものとする。また、返却はしない。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者決定後において、当該優先交渉権者が無効の応募を行っていたことが判明した場合には、優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とする。

- ア 応募に必要な参加資格のないものが応募した場合
- イ 提案書が所定の日時までに到着しない場合
- ウ 同一の参加事業者グループから 2 件以上の提案書が提出された場合
- エ 提案書に必要な記名押印がない場合
- オ 金額その他主要事項の記載が不明確な場合
- カ 代理人が応募する場合において、委任状の提出がない場合
- キ 参加事業者グループが明らかに協定して応募し、その他応募に際し不正の行為があったと認められた場合

ク その他応募に関する条件に違反した場合

(6) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3. 予定価格

本事業の予定価格は、金 3, 6 5 6, 7 1 4, 8 1 5 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

本事業における各業務別の内訳の目安は、次のとおりとする。

- 施設整備業務費：金 1, 8 8 5, 8 9 7, 2 2 2 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 開業準備業務費：金 2 7, 2 9 9, 0 7 4 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 運 営 業 務 費：金 1, 5 5 8, 7 9 6, 2 9 7 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 維持管理業務費：金 1 8 4, 7 2 2, 2 2 2 円（消費税及び地方消費税を除く。）

第6 提案書の審査及び優先交渉権者の決定

1. 優先交渉権者の決定

審査は、審査基準書に従い、第一次審査（参加資格審査）及び第二次審査（提案審査）により実施する。

審査については、5. に示す選定委員会が審査を行い、最優秀提案者を選定する。市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2. 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者決定後、速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

3. 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、市のホームページにおいて公表する。

4. 事業者を選定しない場合

事業者の募集、審査及び事業者の選定において、最終的に参加事業者グループがない場合やいずれの参加事業者グループの提案によっても、サービス水準の向上や公的財政負担の縮減の達成が見込めない場合には、優先交渉権者を決定せず、本事業の実施を取消す場合がある。

本事業の実施を取消した場合には、この旨を速やかに公表する。

5. 選定委員会

提案書の審査は、学識経験者等により構成する「松江市立南学校給食センター整備及び運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。

選定委員会の委員は以下のとおりとする。

委員名（敬称略）	所属・役職等
長島 美保子	（公社）全国学校栄養士協議会 会長
澤田 樹一郎	（大）島根大学大学院 総合理工学研究科 教授
名和田 清子	（大）島根県立大学短期大学部健康栄養学科 教授
松浦 俊彦	松江商工会議所 専務理事
講武 直樹	松江市財政部 部長
安達 良三	松江市都市整備部 部長
高橋 良次	松江市教育委員会 副教育長

第7 提案に関する条件

1. 業務の委託

事業者は、提案書に記載した内容に沿って本事業の業務を行うものとし、市の承諾を得た場合に限り、事業契約に従い、提出書類に記載していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができることとする。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、全て事業者等が責任を負うものとする。

2. 事業者の収入

市は、施設整備業務を請け負う構成企業に施設整備業務に係る対価を、運営業務を請け負う構成企業に開業準備業務及び運営業務に係る対価を、維持管理業務を請け負う構成企業に維持管理業務に係る対価を支払う。

運営業務及び維持管理業務に係る対価は、平準化して各年度同額の金額を支払うこととするが、具体的な支払方法、支払時期については、事業契約書（案）を参照すること。

なお、一定以上の給食数が増減する場合は料金変動を適用することを想定しているが、詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

また、光熱水費については、運営業務に係る対価に含め、事業者負担とする。

3. 市によるモニタリングの実施

市は、事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準書及び事業者が提案したサービス水準に基づいて、事業契約書において定められたサービス水準が達成されていることについて、モニタリングを実施する。

モニタリングは、原則として、施設整備業務期間中、開業準備期間中、運営・維持管理期間中、事業終了時の各段階において行うこととし、事業期間中及び事業終了時のサービス水準は、提案書に基づいて、事業契約において定める。

市がモニタリングを行った結果、事業契約書で定められた水準が維持されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の対象とし、減額等の考え方については、事業契約書（案）を参照すること。

4. 市と事業者の責任分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりである。

5. 財務書類の提出

運営業務及び維持管理業務を行う構成企業は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済の当該事業年度の財務書類を作成し、市に提出すること。

第8 契約に関する事項

1. 契約内容の協議

市と優先交渉権者は、契約内容の協議を行い、協議が整った場合には優先交渉権者と基本協定を締結する。基本協定を締結した後、基本契約、施設整備業務請負契約、運営業務委託契約、維持管理業務委託契約の締結に向け、契約内容を協議する。

なお、契約内容の協議は、事業契約書（案）に関する詳細の調整を行うものであり、原則として募集要項等に規定された内容及び条件等の変更は行わない。

契約内容の協議後、市と事業者は 2. に示す契約の締結を行う。

2. 契約手続き

市は、優先交渉権者と次のとおり契約を締結する。なお、契約については、仮契約の締結後、市議会の議決をもって本契約の締結とする。

(1) 基本協定

市と優先交渉権者は、事業契約の締結及び本事業の実施に向けて、必要な事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 基本契約

市と優先交渉権者は、本事業の実施に関する包括的な契約として基本契約を締結する。

(3) 業務別契約

市と施設整備業務を請け負う構成企業は、施設整備業務請負契約を締結する。

市と運営業務を請け負う構成企業は、運営業務委託契約を締結する。

市と維持管理業務を請け負う構成企業は、維持管理業務委託契約を締結する。

3. 優先交渉権者と本契約を締結できなかった場合の措置

優先交渉権者が事業契約の本契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において優先交渉権者と本契約を締結できない事態となった場合には、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とする。

4. 契約保証金

(1) 契約保証金

施設整備業務、運営業務、維持管理業務を請け負う構成企業は、契約保証金を納付すること。

契約保証金額は、松江市財務規則第 60 条に基づき下記のとおりとし、詳細は事業契約書（案）にて示す。

- 施設整備業務：施設整備業務費の 100 分の 10 以上
- 運営業務：各年度における運営業務に対する対価の 100 分の 10 以上
- 維持管理業務：各年度における維持管理業務に対する対価の 100 分の 10 以上

契約保証金は、下記のいずれかに掲げる保証を付すこととし、保証金又は保証保険等締結書類を市へ提出すること。

- (ア) 契約保証金の納付
- (イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (ウ) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- (エ) 契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結（履行保証保険に係る保証証券を市へ提出すること）

5. 保険

施設整備業務、運営業務、維持管理業務を請け負う構成企業は、次の要件を満たす保険契約を締結すること。なお、提案書において、要件以上を提案した場合には、その提案内容の保険契約を締結するものとする。

また、保険契約に加えて他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、提案した保険も併せて加入するものとする。

(1) 施設整備期間

ア 建設工事保険

- 被保険者：施設整備業務のうち建設業務と解体撤去業務に従事する企業及び市
- 保険対象：施設整備業務請負契約に示す業務内容のうち、建設業務と解体撤去業務
- 保険期間：工事着手予定日を始期とし、解体撤去業務完了日を終期とする
- 保険金額：施設整備業務費のうち、建設業務及び解体撤去業務に係る費用
- 補償内容：工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工所用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
- 免責金額：1 事故あたり 100,000 円以下
- その他：市を追加被保険者とする

イ 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- 被保険者 : 施設整備業務のうち建設業務と解体撤去業務に従事する者及び市
- 保険期間 : 工事着手予定日を始期とし、解体撤去業務完了日を終期とする
- 填補限度額 : 身体賠償 1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上
財物賠償 1事故あたり1億円以上
- 補償内容 : 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 免責金額 : 1事故あたり100,000円以下
- その他 : 市を追加被保険者とする

(2) 運営・維持管理期間

ア 第三者賠償責任保険（請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険）

- 被保険者 : 開業準備業務、運営業務及び維持管理業務に従事する者及び市
- 保険期間 : 開業準備期間及び運営・維持管理期間
- 填補限度額 : 身体賠償 1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上
財物賠償 1事故あたり1億円以上
- 補償内容 : 本施設の使用又は管理並びに本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 免責金額 : 1事故あたり100,000円以下
- その他 : 市を追加被保険者とする

(3) 留意事項

ア 事業者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示すること。

イ 事業者は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

ウ 事業者は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担すること。

6. SPC の設立

参加事業者グループがSPCを設立する場合は、第一次審査書類提出時にSPCの代表者を明示するものとする。

参加事業者グループは、SPCを設立する場合、事業契約締結までに会社法（平成17年第86号）に定める株式会社としてSPCを設立し、構成企業は、当該会社に対して出資するものとする。

構成企業全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ、代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。

なお、SPCは、松江市内に設立するものとする。

SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監

査役を設置する株式会社でなくてはならない。

構成企業は、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

SPC を設置する場合は、本募集要項における記載内容について、下記のとおりそれぞれ読み替えるものとする。

【第2 5. (3) 契約形態】

「市は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、本事業の実施に関する包括的な契約として、構成企業（「第3 1. (1) 参加者の構成と定義」を参照すること。以下同じ。）と基本契約を締結する。

さらに、市は基本契約に基づき、構成企業と施設整備業務請負契約、運営業務委託契約、維持管理業務委託契約を締結する。」

を次のとおり読み替える。

「市は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、本事業の実施に関する包括的な契約として、SPC と基本契約を締結する。

さらに、市は基本契約に基づき、SPC と施設整備業務請負契約、運営業務委託契約、維持管理業務委託契約を締結する。」

【第3 1. (1) (1) 参加者の構成と定義】

構成企業	参加事業者グループを構成する企業で、市と直接契約を締結する者
協力企業	参加事業者グループを構成する企業で、業務の一部を市から直接受託・請負しない者

を次のとおり読み替える。

構成企業	参加事業者グループを構成する企業で、SPCに出資し、SPCから業務を直接受託し、又は請け負う者
協力企業	参加事業者グループを構成する企業で、SPCに出資せず、SPCから業務を直接受託し、又は請け負う者

第9 その他、事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとし、詳細は事業契約書（案）を参照すること。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとるものとし、詳細は事業契約書（案）を参照すること。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約において定められたサービス水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出及び実施を求めることがある。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することがある。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することがある。

市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行う。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合には、市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

3. 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業を行うために必要な土地を無償で使用させる。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議することとする。

4. 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

5. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。

本事業に係る市のホームページは下記のとおりである。

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/gakkou/kyusyoku/nankyuseibi/>

6. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

7. 本公募に参加する際の費用負担

本公募に参加する際の費用は、全て事業者の負担とする。

8. 募集要項等に関する問い合わせ先

【問い合わせ先】

担 当 松江市教育委員会教育総務課施設建設係

住 所 〒690-8540 松江市末次町 86 番地

電 話 0852-55-5949 FAX 0852-55-5534

E-mail e-kensetsu@city.matsue.lg.jp

ホームページ

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/gakkou/kyusyoku/nankyuseibi/>